

「国際平和と人権・人道法研究会」2021年度の活動報告②

宇都宮大学 SDGs オンライン連続講演会・Global Week to # Act4SDGs

「コロナ禍のもと、国際人権について考える」実施報告書

新井廉（3年）、菊地翔（3年）、鈴木ひとみ（3年）、伊藤翼（2年）

【1日目】

2021年9月17日に、川口真実様をお招きし、宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター国際平和と人権・人道法研究会、藤井広重研究室共催のもと、『子ども達を取り囲む課題の解決に若者はどう参加する？～SDGsとCOVID-19を背景に～』と題した講演会をオンラインで開催した。川口様は、サセックス大学国際教育開発学修士課程をご卒業され、現在、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、アドボカシー室にてご活躍されている。本セミナーでは、菊地が司会を、鈴木と伊藤がコメンテーターを務めた。

本セミナーは、藤井広重研究室で進められている感染症と平和・人権プロジェクトの一環として実施され、実際に国際支援の現場をご経験された講師の方からお話を伺い、新型コロナウイルス感染拡大のもと、私たちにできる国際支援について学ぶことを目的としていた。川口様には、子どもの権利、SDGs、紛争下の子どもの保護、気候変動等をテーマとした政策提言活動および社会啓発活動、またユース・子ども参加に関する施策を担当されているご経験のもとに、子どもたちを取り囲む課題の解決にはどのような行動を取るべきかについてお話をいただいた。

まず、川口様は世界の様々な課題によって影響を受ける子どもたちの現状についてお話しくださった。世界では、気候変動、経済格差、紛争という問題に加え、近年猛威を奮う新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、権利によって保障されている子どもの安全な環境が脅かされ

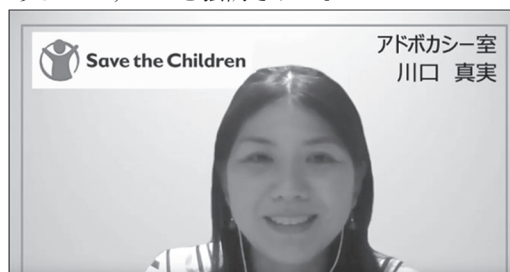
ているという。続いて川口様は、子どもの権利についてお話しくださった。子どもの権利は、1989年に国際連合で採択され、現在、世界の196の国と地域が批准している、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の中に規定されている。子どもの権利条約は、18歳までの子どもの権利を包括的に定める条約であり、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が定められている。川口様は、その権利を持つ主体が子どもたち自身であること、そして、私たちも権利を要求する主体であることを説明くださった。



さらに、子どもの権利を守るための活動を、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの活動と共に、ご紹介いただいた。セーブ・ザ・チルドレンは、権利に基づいて子どもたちを取り巻く問題を分析し、「直接的な支援活動」、「政策や仕組みに対する働きかけ」、「子どもたちが権利を要求できるためのサポート」を意識して活動されているのだという。「直接的な支援活動」では、モンゴルで貧困や親の職業などを理由に通学できない子どもたちが存在する状況に対して、セーブ・ザ・チルドレンが現地のNGOや学校と連携し、現地に根ざした支援活動を行うことで、子どもたちが学校に通えるよ

うにするという活動を行っている。また、「政策や仕組みに対する働きかけ」や「子どもたちが権利を要求できるためのサポート」の一例では、子どもに対する暴力への対応が、国の省庁が縦割りで行われているために子どもたちが支援から漏れてしまうという課題があるという。この問題の解決のために、セーブ・ザ・チルドレンが省庁を横断して取り組む実施計画の作成を働きかけることで、省庁の垣根を超えた複合的な取り組みを行うようにするという活動を行っている。このようにして、世界的なネットワークと活動現場を持つNGOとして現場に足を運ぶだけではなく、問題の根本的、構造的な要因にも取り組んでいるのだという。

最後に、川口様は子どもたちの課題解決に向けた若者の参加の重要性についてお話しくださった。子どもの課題の解決のためには、責任を果たす国家や、権利を持つ子どもたち、セーブ・ザ・チルドレンのような権利を守るための支援をするNGOの他に、若者の参加も必要であるということを強調された。



今回の講演会を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大によって世界の子どもたちにどのような問題が発生しているのか、そして、それらの問題の解決に対し、私たちにはどのようなことができるのかを学ぶことができた。子どもの権利という問題に対しては、一般市民である若者も、子どもたちの「子どもの権利」を守るステークホルダーとして、意識し主張していくことで権利を守っていくことが必要である。特に日本のような「権利」を主張する機会が少ない

環境では、世代を問わず権利についての意識を持つことが難しい。だからこそ、課題を理解し、行動を起こすということが私たちにも求められていると思う。



コメンテーターを務めた伊藤翼

【3日目】

宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター国際平和と人権・人道法研究会と藤井広重研究室が共催する宇都宮大学SDGsオンライン連続講演会は、2日目に学生による公開模擬裁判を挟み、10月11日に3日目を迎えた。講師としてお越しくださったのは、現在、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）から国際協力機構（JICA）へ出向し、UNHCRとJICAの連携をご担当されている古本秀彦様である。コロナ禍で難民の方々が置かれている現状およびUNHCRの活動を、1時間30分にわたってお話しくださった。本講演では、司会を新井と高橋が、コメンテーターを鈴木と森が務めた。

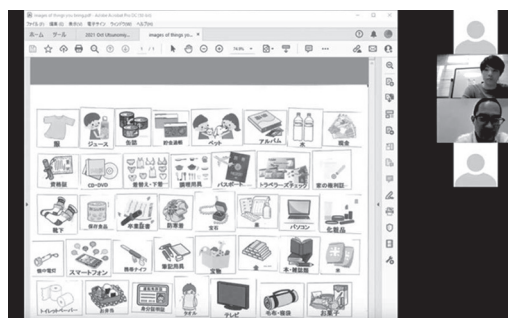
古本様はまず、「難民の地位に関する条約」より、難民とは「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」人々である、という定義をご提示くださった。また、この定義は今日、多くの国々でより広く解釈され「政治的な迫害のほかに、武力紛争や人権侵害などを逃れるために、国境を越えて他国に庇護を求めた人々」を指すようになってき

ている。

次に、難民とIDP（国内避難民：非自発的に移動を強いられ、国内に滞在する人々）に関する数値データを見せて頂いた。UNHCRによれば、現在、強制的に移動を強いられている人は8240万人、そのうち、難民は2460万人、IDPは4800万人である。最大の難民発生国はシリア、最大の難民受け入れ国はトルコであるが、かつての難民最大受け入れ国はパキスタンであり、シリア危機以降、この2つの位置づけは大きく変動したとお話し頂いた。

難民に関する基礎的な知識をご教授頂いた後は、スマートフォンやパスポート、食べ物など様々な物が羅列された、“What things do you bring if you were refugee?”と書かれた事前資料をもとに、約1分間のエクササイズを行った。古本様はまず、「もし自分が難民になったらあなたは家から何を持っていくか」という問いを出され、参加者は30秒間で10個の物を選んだ。次に、「あなたは国から逃げるために船に乗るが、重さの関係で今の荷物からさらに5個に絞らなければいけない」というシチュエーションで、参加者は15秒間で、5つの物を選んだ。最後に、国境に辿り着いたとき、「あなたはこの先、3つの物しか国に持ち込むことはできない」と述べられ、参加者は10秒間で、3つの物を選んだ。

このエクササイズは、紛争下、突然自分が住んでいた場所から逃げざるを得なくなった人々が、緊迫した状況、限られた時間、難しい条件の中、何を持って国外へ逃げるのか、参加者に体感してもらうことを目的にしたワークショップであった。古本様は、「スマートフォンを持っている人が難民として不適切だという意見もありますが、難民になるのは一瞬で、彼らも自分と何も変わらない人々であるということをお忘れはなりません」とご教授くださった。



最後に、UNHCRの多岐に渡る活動の中、難民登録支援とコロナ対応、UNHCRとJICAの連携に関してお話し頂いた。

難民の中には、パスポートや身分証がない人々がいる。そういった人々が、法的な難民登録申請をするために支援をすることは、UNHCRの重要な活動の1つであると、古本様はお話しくくださった。また、2020年から今年にかけて、猛威をふるう新型コロナウイルスへの対応として、UNHCRは、オンラインでの現場のモニタリング、現地の人々がマスク作りで生計を立てるための支援、ディスタンス・水・手洗いの促進を行っている。

しかしながら、こういった活動が継続的に行われているものの、年々難民の数は増加傾向にあり、「人道支援の長期化、援助疲れ」が見え始めていると古本様はおっしゃった。また、課題として、政府への協力要請という場面で、人道支援の重要性や緊急性ばかりを強調してもドナーには響かず、国際社会が支援を行う意義（自国にとっての意味合いや利益）にも焦点を当て、UNHCRは今後、様々なアクターとの連携が必要であるとお話し頂いた。

現在、古本様は、JICAとUNHCRの連携業務を担当なされており、日本国内における難民受け入れ強化のためのアプローチに関してお話しくださった。日本の難民保護の現状は、2018年までで、条約難民は1000人未満、2万人の申請者に対し、認定は20人ほどである。「日本政

府は、申請者の出身国の多くが難民性を有さない場所ばかりであるといっているが、1人1人の難民性を熟考する必要がある」とおっしゃった。



本イベントは約70名の方々にご参加頂き、古本様には参加者からの、国際協力機関でのキャリア形成に関する質問や、難民の定義にある

「迫害」というワードに関する質問など、様々な疑問にもお答え頂いた。難民の発生は中東・アフリカに集中し、そのほとんどが、近隣国や欧州に流れ込んでいる。しかし、その圧倒的な数に対し、隣国はもちろん、EUやその他先進国も難民の受け入れに厳しい態度を見せている。今回の古本様のご講演で、支援を必要とする難民、IDPとなった人々が非常に大きな数の単位で存在していること、また、彼らがどんな状況で自分の家、自分の国から逃げ、申請を待たなくては行けないのかについて学ぶことができた。日本政府は、依然として難民の受け入れに対し、消極的態度を取り続けている。私たち国民の世論が、この態度を変え、集中する負担を、世界で分担していく必要があると考える。



宇都宮大学SDGsグローバルウィーク
オンライン連続講演会開催【無料】

MOBILIZING MILLIONS OF ACTIONS TO #TURNITAROUND FOR THE SDGs

17-28 SEPTEMBER

コロナ禍のもと、国際人権について考える

2021年
9月17日 **金** 16:00-17:30

1日目 司会 菊地翔(国際3年)

『子ども達を取り囲む課題の解決に若者はどう参加する? ~SDGsとCOVID-19を背景に~』

講師: 川口真実 (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

サセックス大学国際教育開発学修士。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、アドボカシー室にて、子どもの権利、SDGs、紛争下の子どもの保護、気候変動等をテーマとした政策提言活動および社会啓発活動、またユース・子ども参加に関する施策を担当。

コメンテーター: 鈴木ひとみ(国際3年) 伊藤翼(国際2年)



2日目 学生による模擬裁判のデモンストレーション(英語)

*9月24日(金) 16:00-17:00 藤井研究室の学生がネルソン・マンデラ世界人権法模擬裁判大会のシナリオを基に公開の模擬裁判を英語で実施いたします。本学の学生および受験希望者はご視聴頂けます。シナリオの概説は、学内のポスター掲示を確認いただくか、申し込みに応じて事前配布いたします。

10月1日 **金** 16:00-17:30

3日目 司会 新井廉(国際3年) 高橋この葉(国際2年)

『難民支援の現場と近年の動向』

講師: 古本秀彦

(JICA/国際協力機構 上級パートナーシップ専門官)

サセックス大学現代紛争平和学修士。広島平和構築人材育成センター、UNHCRイラン事務所、イエメン事務所、内閣府国際平和協力研究員、UNHCR駐日事務所に勤務。2020年5月から国際協力機構(JICA)へ出向し、UNHCR-JICA連携を担当。

コメンテーター: 鈴木ひとみ(国際3年) 森裕翔(国際2年)



イラクにて

共催: 宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター 国際平和と人権・人道法研究会
藤井広重研究室(感染症と平和・人権プロジェクト)

お申し込み先: <https://forms.gle/WHFXDjkgToApR395A>

◆ 本プロジェクトは国連が実施している「Global Week to #Act4SDGs」に参加しています。

問い合わせ先: 藤井広重 (fujiih@cc.utsunomiya-u.ac.jp)
研究室HP: <https://www.fujiih.com/>